

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正）

現行		改正	
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、（中略）伊豆急行株式会社、東京モノレール株式会社、（中略）阪堺電気軌道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、福岡市交通局、（中略）熊本市交通局、九州旅客鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、（中略）伊豆急行株式会社、 <u>富士急行株式会社</u> 、東京モノレール株式会社、（中略）阪堺電気軌道株式会社、 <u>神戸電鉄株式会社</u> 、 <u>北神急行電鉄株式会社</u> 、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、 <u>あいの風とやま鉄道株式会社</u> 、福岡市交通局、（中略）熊本市交通局、 <u>筑豊電気鉄道株式会社</u> 、九州旅客鉄道株式会社
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、（中略）西東京バス株式会社、箱根登山バス株式会社、（中略）横浜交通開発株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社、（中略）南海ウイングバス金岡株式会社、西日本鉄道株式会社、（以下略）	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、（中略）西東京バス株式会社、 <u>日東交通株式会社</u> 、箱根登山バス株式会社、（中略）横浜交通開発株式会社、 <u>東日本旅客鉄道株式会社</u> 、ジェイ・アール北海道バス株式会社、（中略）南海ウイングバス金岡株式会社、 <u>西日本ジェイアールバス株式会社</u> 、 <u>近鉄バス株式会社</u> 、 <u>高槻市交通部</u> 、西日本鉄道株式会社、（以下略）

附則

この通達は、平成27年3月14日から施行する。ただし、神戸電鉄株式会社及び北神急行電鉄株式会社に係る改正については、平成27年3月3日から適用する。また、日東交通株式会社に係る改正については、平成27年3月21日、あいの風とやま鉄道株式会社に係る改正については、平成27年3月26日、近鉄バス株式会社に係る改正については、平成27年4月1日、高槻市交通部に係る改正については、平成27年4月17日から施行する。